

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/



平成
30
年度

家族の“絆”応援

～家族で支え合う、家を支える～

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業

～住宅のリフォームや耐震化補助により、安全で快適な住環境づくりを応援します！～

補助事業の概要（住宅の建築年月を確認してください。）

補助区分①

**S56年6月以降に
建築・着工した住宅**
（「新耐震基準」住宅）

耐震性あり

補助区分②

S56年5月以前に建築・着工した住宅
（耐震性不足のおそれがある「旧耐震基準」住宅）

※必須

耐震診断補助金

補助率 2/3 (上限 10 万円)

倒壊する危険性が高い

倒壊する危険性がある
倒壊する危険性が高い

簡易耐震改修補助金

補助率 1/3
(上限 40 万円)

耐震改修工事補助金

補助率 40%
(上限 82.2 万円)

耐震工事後
または同時施工

改修応援補助金（リフォーム工事補助）

A：子育て世帯・B：高齢者等世帯 補助率 20% (上限 20 万円)
C：一般世帯 補助率 15% (上限 20 万円)

改修応援補助金（リフォーム工事補助）

A・B： 補助率 30% (上限 30 万円)
C： 補助率 20% (上限 30 万円)

※：A 子育て世帯のうち三世帯同居世帯は 10 万円加算

※ 昭和 56 年 5 月以前建築・着工の住宅は、耐震診断を受けることが条件です。

- ・耐震性有りの場合は、直接リフォーム補助が利用できます。
- ・耐震性不足の場合、耐震改修工事を行う場合に限りリフォーム補助が利用できます。

※世帯区分	A：子育て世帯	高校生以下（4月1日現在で18歳未満）の子どもが同居する世帯
	B：高齢者等世帯	65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳、B1以上の療育手帳の交付を受けている方が同居する世帯
	C：一般世帯	上記以外の世帯

手続（事前申込・公開抽選・補助申請）

事前申込

▶ 抽選（結果通知）

▶ 補助申請

▶ 補助決定・着工

▶ 実績報告

※申込多数の場合

※申請がない場合は当選無効

事前申込	受付期間	受付会場	受付時間	補助申請期限
一次申込（全件受付） ※申込多数の場合、抽選	平成30年5月1日（火） ～31日（木）	市役所4階 建築住宅課	9：00～12：00 13：00～17：00	平成30年6月29日（金） （工事完了期限10月31日（水））
二次申込（先着順） ※予算の範囲内で受付	平成30年6月1日（金）～ 平成31年1月18日（金）	市役所4階 建築住宅課	9：00～12：00 13：00～17：00	事前申込後1ヶ月以内 （かつ平成31年1月31日まで） （工事完了期限：補助決定後4ヶ月以内 かつ2月28日（木）まで）

※ 事前申込書、登記簿謄本等の住宅の建築年月が分かる書類の写しを揃え、期間内に提出してください。

補助事業の内容（補助要件など）

補助区分①

昭和56年6月1日以降に建築・着工
 （「新耐震基準住宅」）

- 専用住宅、併用住宅（居住部分）、集合住宅（占有部分）が対象
- 居住者が所有する住宅
- 対象工事費（主に住宅本体工事費）が20万円以上であること



改修応援補助金（リフォーム補助）

A：子育て世帯・B：高齢者等世帯
 補助率20%（上限20万円）

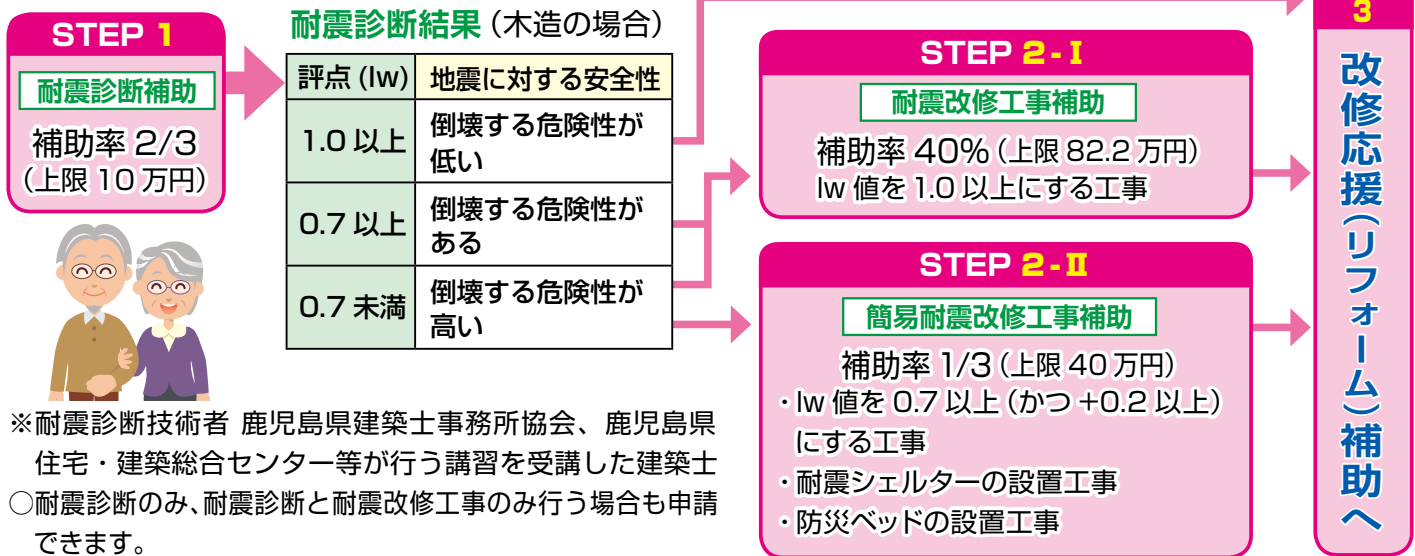
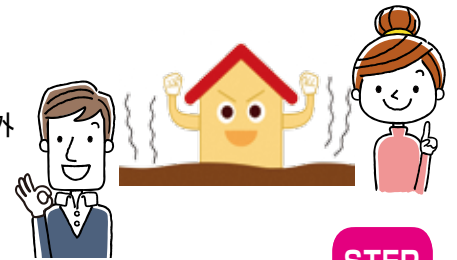
C：一般世帯
 補助率15%（上限20万円）

※耐震改修工事（区分② STEP 2-I）を行う住宅は、補助率・額が異なります

補助区分②

昭和56年5月31日以前に建築・着工
 （耐震性不足のおそれがある旧耐震基準住宅）

- 専用住宅、併用住宅（居住部分1/2以上）が対象 ※集合住宅は対象外
- 賃家も対象（所有者・居住者双方の承諾が必要）
- 耐震診断・耐震改修（設計・監理）は耐震診断技術者が行うこと



補助の条件（各区分共通）

補助対象者	○市内に居住及び住民登録しており、市税の滞納がない者 （耐震診断・耐震改修工事については、市内に住宅を所有する市外住民も対象）
補助要件	○補助申請後に、市から「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断・工事を行い、工事完了期限までに完了（診断・工事）し、市に実績報告を行うこと。 ○他の住宅関連制度と工事内容が重複していないこと。 ○申請する補助金ごとに、過去に市から同様の補助を受けていないこと
施工業者	○市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がない業者が行うこと。



問い合わせ先

鹿屋市 建設部 建築住宅課（本庁舎4階）
 TEL 0994-31-1129（直通）
 FAX 0994-41-2936

《注意》

業者の対応に不安や疑問をもったら、すぐに契約せず、下記へ相談してください!!

- ・鹿屋市消費生活センター（0994-31-1169）
- ・住まいるダイヤル（0570-016-100）

★詳しくは、『申請の手引き』をご覧ください。市ホームページや建築住宅課、各総合支所産業建設課で入手可能